

2019年度

第2回 理事会 議事録

公益財団法人 北海道サッカー協会

2019年度 第2回 理事会

議 事 録

1. 日 時 : 2019年11月9日(土) 13時00分から14時35分

2. 場 所 : ホテルライフオーブ札幌2F
札幌市中央区南10条西1丁目1-30

3. 出席状況

(1) 理事総数 28名

(2) 理事出席者 21名

鈴木 重男、石丸修太郎、高島 利実、鷺津 裕美、戸村 真規、溝口 昇、原田 哲也、
中山 明彦、竹高 康博、今枝 映人、神谷 敦、高林 雅則、上田 充士、吉田 昌一、
柴田 靖士、真保 温、三森 敏司、羽賀 経一、安藤 亮一、國田英一郎、小島 実

(3) 理事欠席者 7名

吉田 雅昭、柳元 良文、山岸 健人、佐藤 裕幸、船田 清、奥村 英俊、本山 哲司

(4) 監事出席者 3名

田中 裕之、高橋 活二、伊賀 猛

(5) 理事定足数 15名

記録：安芸瑞穂事務総長

4. 議 事

<決議事項> 第1号議案 2019年度HKFA第1回理事会 第5号議案訂正の件
第2号議案 専門委員会委員の件

<追認事項> 第1号議案 創立90周年記念表彰者追認の件

<報告事項> 第1号報告 定款(原案)提示の件
第2号報告 職員給与及び役員候補者推薦委員会規程
並びに金銭出納に関する要領の一部改正の件
第3号報告 業務執行理事の業務執行報告の件

5. 議事の審議状況及びその結果

(1) 定足数確認・議長選出

溝口専務理事より、理事総数28名中21名の出席により、定款第32条の規定に定める定足数を満たしているため理事会が成立していることを報告し、続いて同専務理事から、定款31条に基づき鈴木会長が議長となることを告げた。

第1種委員会委員の変更があり、北村 和弘 氏（専門学校）を選任したい。

説明の後、出席理事より質疑がなかったため、賛否を諮ったところ、過半数の賛成を得て原案のとおり承認可決した。

<追認事項>

第1号議案 創立90周年記念表彰者追認の件・・・溝口専務理事

議案書に基づき説明。

90周年事業に間に合わせるため、9/18第5回業務執行理事会にて候補者リストの確認を行い、受賞者に通知した。諸事情勘案の上、追認をお願いしたい。

○功労賞 3団体6個人

毎年開催の表彰基準に縛られることなく、過去10年間の功績が顕著である個人団体へ授与

○感謝状 52団体

過去10年間のHKFA主催事業・全道大会地区予選に著しく貢献した企業へ授与

説明の後、下記の通り質疑応答があった。

質問：真保理事（空知）

e スポーツ関係は今年が初めてで来年以降はわからないが対象となるのか。信和機器はどのような貢献をされたのか。

回答：溝口専務理事

e スポーツはJFAで2016年に決定された取り組みで継続的に開催される。初めてとなる今年の大会はスポンサー集めが非常に難しい状況の中、取り組みに賛同して頂いた各企業に感謝状を贈呈させて頂きたい。信和機器は広告協賛の1番の企業である。

回答：鈴木会長

e スポーツはこれから伸びる。サッカーの新しいカテゴリーである。今年新たに名前があがった近畿日本ツーリスト北海道、日本防水総業、ミズノには国体北海道代表チームのウェアを提供頂いている。

他に質疑等がなかったため、出席理事に賛否を諮ったところ、過半数の賛成を得て原案のとおり承認可決した。

(4) 報告事項

第1号報告 定款（原案）提示の件・・・溝口専務理事

経過説明を石丸理事（総務委員長）より行ったのち、溝口専務より逐条説明・質疑応答が行われた。年内は質問等を受け付け、それを加味し、最終案を作成し理事会の承認を受けたものを3月評議員会へ提案する。

説明の後、出席理事より質疑・意見等がなく、これを了承した。

第2号報告 職員給与及び役員候補者推薦委員会規程

並びに金銭出納に関する要領の一部改正の件・・・鈴木会長、溝口専務理事

資料に基づき説明。

○職員給与規程・・・溝口専務理事

職員賞与について、現行1か月を1.5か月に引き上げる改正をした。

○放送規程・・・溝口専務理事

放送権料が高く契約に結び付かないことが多い。原則別表で額は定めるが、会長が必要と認めた場合は業務執行理事会に諮り、別途定めることができるものとした。

○金銭出納に関する要領要領・・・溝口専務理事

業務効率化、振込手数料の減額等、相対的にみて経費の増大がなく行えることから、インターネットバンキングを導入することとし、金銭出納に関する要領「インターネットバンキングを不可とする」の文言を削除する改正をした。

○役員候補者推薦委員会規程・・・鈴木会長

以下の規定を改正した。

第1条 目的より「理事会」削除。理事の推薦先は評議員会であるため。

第2条「委員長は本協会の名誉会長」を「委員の互選」へ変更。

第4条 委員会の招集は委員長ではなく「会長」が行う。

第5条 事務局は「事務局長」削除。事務総長のみ委員会へ出席する。

説明の後、下記のとおり質疑応答があった。

質問：吉田理事（函館）

役員候補者推薦委員会規程第1条について。選考委員会の推薦名簿が理事会に提出され、理事会が承認して評議員会を開催する。名簿が理事会にでてこないのは、何の解釈をもって決議したのか。

回答：鈴木会長

委員会で決めたことはそのまま理事会にきちんとあげていく。理事・監事を決めることは評議員の権限であり明確に示した。

質問：吉田理事（函館）

第1条の推薦するという部分を捉えると違和感がでる。評議員会と理事会へ「提出」にしては。理事会へ提出しないことには資料不足で認めることができない。

回答：石丸副会長

第1条は目的である。目的は評議員会に推薦することであって、手続きを言っているわけではない。手続的には当然理事会を通さなければ評議員会にはあげられないと考えている。

他に質疑・意見がなく、これを了承した。

第3号報告 業務執行理事の業務執行報告の件・・・溝口専務理事

資料に基づき説明。

国際大会交流事業に関して、日本協会が手を挙げている2023年FIFA女子ワールドカップについて札幌市と協議をし、札幌市に手をあげて頂く準備をしている。また、東京オリンピック・パラリンピックについては、組織委員会がこちらに出向き状況報告を受けた。覚書では90周年記念誌の制作で企画競争指名入札を行い、札幌大同印刷と300万円で契約した。近畿日本ツーリスト北海道と複数年の契約を結んだ。

説明の後、出席理事より質疑・意見等がなく、これを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、14時35分に閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長、監事は記名し押印する。

2019年 11月 9日

公益財団法人北海道サッカー協会 2019年度 第2回理事会

会 長 鈴木重男 印

監 事 田中裕之 印

監 事 高橋活二 印

監 事 伊賀 猛 印